

喫煙される方へお願い

**近隣住民の方への
受動喫煙防止のため、
この場所での喫煙を
ご遠慮ください。**

ご配慮お願いいたします。

健康増進法では「喫煙をする際の配慮義務」が定められています。

- ◆喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ◆施設の管理権限者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければなりません。

東久留米市福祉保健部健康課